

◎新潟県告示第1027号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により実施する佐渡市の特定計量器定期検査の検査場所(平成30年8月新潟県告示第934号)の一部を次のとおり変更する。

平成30年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

変更前	変更後
相川体育館	あいかわ開発総合センター